

5 化学物質などの適正管理を行いましょう

環境配慮行動

1) 化学物質の管理や発生抑制に努めます
 化学物質の種類や使用量，使用方法，使用場所，保管量，保管場所などを把握し，記録します。
 有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底します。
 化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS（化学物質安全性データシート）を使用します。
 化学物質の輸送や保管にあたり，事故時の汚染防止のための準備を徹底します。
 焼却炉の使用時には適正な燃焼管理を行い，ダイオキシン類の発生を防止します。

関連する主な法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

難分解性の性状があり人の健康を損なう恐れがある化学物質による環境汚染を防止するため，新規化学物質の製造または輸入に際し，事前に審査する制度を設けるとともに，化学物質の製造・輸入・使用について規制されています。

最近問題になっているPCB（ポリ塩化ビフェニール）も，本法で昭和49年に製造が規制され，さらに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業所に厳格な保管などが義務付けられています。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

指定化学物質を取り扱う事業者は，化学物質の排出量，移動量を把握したうえで，届出することが定められています。

また，指定化学物質を他の事業者に譲渡または提供する際には，その化学物質の性状および取り扱いに関する情報を化学物質安全性データシートなどの形で提供することが規定されています。

P R T R 制度 / M S D S 制度

P R T R 制度 (Pollutant Release and Transfer Register: 環境汚染物質排出移動登録)

有害性のある化学物質の環境への排出量および廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組みのことで，事業者には，化学物質の排出量・移動量を事業所毎に把握し，その情報を国に届け出る義務が課せられます。

M S D S 制度 (Material Safety Data Sheet: 化学物質安全性データシート)

事業者間で化学物質の取引を行う際，含有される化学物質の物理的・化学的性状についての情報の提供を義務付けるものです。

	P R T R 制度	M S D S 制度
平成 12 年 7 月 29 日	調査票，算出マニュアル作成	
平成 13 年 1 月		安全データシート(MSDS) 交付開始
平成 13 年 4 月	法律に基づく排出量などの把握の開始	
平成 14 年 4 月以降	法律に基づく排出量などの届出(第1回)	

【情報】P R T R 制度に関する概要から最新の情報までこのページで分かります。

P R T R (環境汚染物質排出移動登録) について(環境省) <http://www.eic.or.jp/eanet/prtr/risk0.html>

P R T R 制度対象物質データベース(経済産業省製品評価技術センター化学物質安全管理センター) http://www.safe.nite.go.jp/japan/index_j.html

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境の汚染防止と除去のため、基準および規制、汚染土壌に関する措置を定めており、特定施設を設置する事業者には、届出や排出ガスおよび排水などの測定が義務付けられています。

問い合わせ先：渡島支庁地域政策部環境生活課（47-9000（代））

【大気排出基準】

号	特定施設の種類	新設施設の 排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)			
			H12.1.15 ~ H13.1.14	H13.1.15 ~ H14.11.30	H14.12.1 ~	
1	焼結炉	0.1	基準適用猶予	2	1	
2	製鋼用電気炉	0.5		20	5(0.5)	
3	亜鉛回収施設	1		40	10	
4	アルミニウム合金製造施設	1		20	5	
5	廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上・ 焼却能力 50 kg/h 以上)	4t/h 以上		0.1	80	(0.1)
		2 ~ 4t/h	1	(1)		5(1)
		2t/h 未満	5	(5)		10(5)

注) 表中の () は、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置された既設施設に適用されます。

【水質排出基準】

号	特定施設の種類	新設施設の 排出基準 (pg-TEQ/l ^日)	既設施設の排出基準 (pg-TEQ/l ^日)		
			H12.1.15 ~ H13.1.14	H13.1.15 ~ H15.1.14	H15.1.15 ~
1	クラフトパルプ製造の用に供する塩素系漂白施設	10	基準適用猶予	10	10
2	二塩化エチレン洗浄施設			20	10
3	アルミニウム製造施設の廃ガス洗浄施設など			20	10
4	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設など			50	10
5	PCB 処理物などの分解施設, 洗浄施設			10	10
6	下水道終末処理施設			10	10
7	上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			10	10

環境配慮行動

2) 農薬などの適正使用に努めます

農薬などの使用基準を守ります。

肥料は適切に使用します。(情報)

化学物質は、適量使用により人体への影響をなくします。

【情報】有機農産物の認証制度

農林水産省は、1996年に「有機農産物および特別栽培農産物に係わる表示ガイドライン」を制定し、それまで曖昧だった「有機栽培」を定義する際のガイドラインを示しました。これに従って、各都道府県は有機農産物の認証制度づくりを進めています。

北海道においても、「クリーン農業北海道」の取り組みのひとつとしてシンボルマークなどの表示が進められています。



農林水産省が示した表示ガイドライン

種 別	内 容
有機農産物	農薬、化学肥料を3年以上使わない土壌で生産された農産物
転換期間中有機農産物	有機農産物の生産を目指し、農薬、化学肥料を6ヶ月以上使わない土壌で生産された農産物
特別栽培農産物	「無農薬栽培農産物」農薬を使わない土壌から生産された農産物
	「無化学肥料栽培農産物」化学肥料を不使用の土壌で生産された農産物
	「減農薬栽培農産物」農薬の使用回数が該当地（同じ地域内）で慣行の2分の1以下の土壌で生産された農産物
	「減化学肥料栽培農産物」化学肥料の使用回数が該当地で慣行の2分の1以下の土壌で生産された農産物

環境配慮行動

3) 敷地などの衛生的な管理に努めます

衛生害虫などの発生予防のため、定期的に雑草を処理します。

ごみの不法投棄を予防するため所有地を適正に管理します。

関連する主な法律

函館市空き地の雑草等の除去に関する条例

空き地の所有者（占有者）および管理者は、常に空き地の適正な管理に努め、雑草が繁茂し、放置されることにより「衛生害虫の発生」「花粉による健康被害」「ごみの廃棄による非衛生的な状態」などの管理不良状態にならないようにしなければなりません。